

電子マニフェスト導入実務説明会 (処理業者向け)



一般社団法人埼玉県環境産業振興協会 実務研修会

公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター電子マニフェストセンター

目次

1. 電子マニフェスト制度
2. 電子マニフェストと紙マニフェストの運用比較
3. 電子マニフェストシステムへのアクセス方法
4. 電子マニフェストの特徴とメリット
5. 電子マニフェスト導入までの流れ
6. 電子マニフェストに関する行政報告
7. 現場登録支援機能

1

電子マニフェスト制度

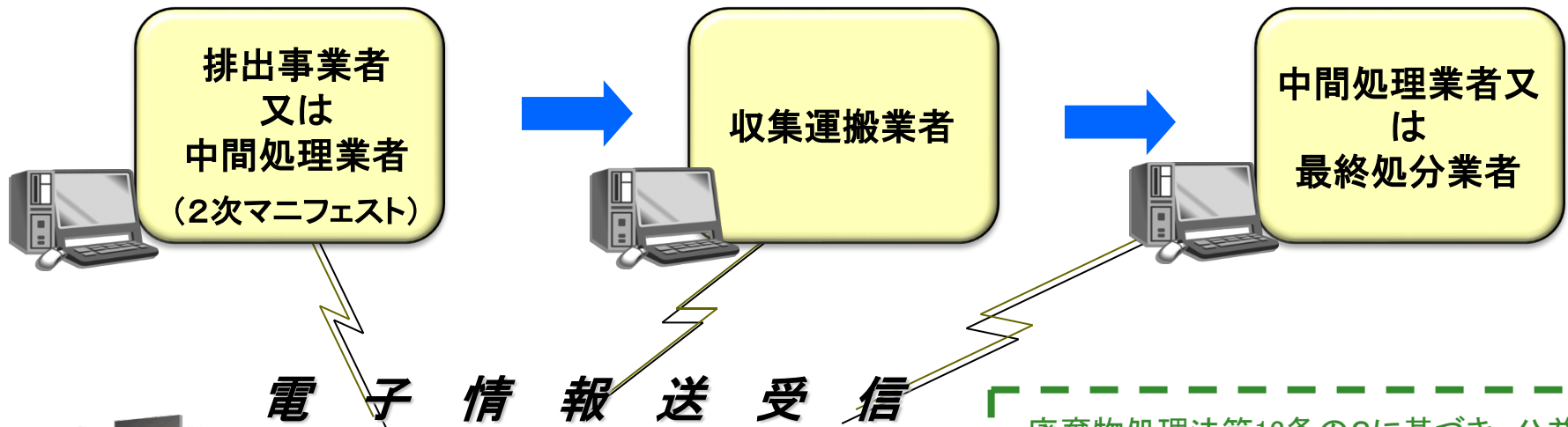
一般社団法人埼玉県環境産業振興協会 実務研修会

公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター電子マニフェストセンター

電子マニフェストとは・・・

電子マニフェストは、排出事業者、収集運搬業者、処分業者の3者が情報処理センターを介したネットワークで、マニフェスト情報を電子化してやりとりする仕組みです。

**排出事業者、収集運搬業者、処分業者の
3者の加入が必要**

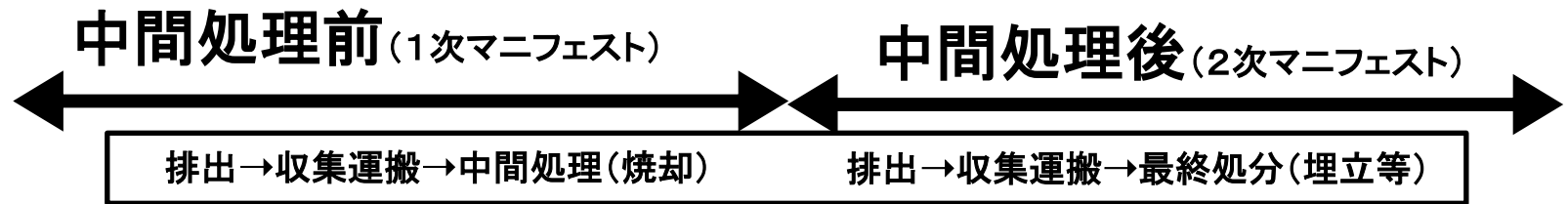






情報処理センター(JWNET)

- 運搬・処分終了の通知
 - 報告期限切れ情報の通知
 - マニフェスト情報の保存・管理
- 【利用時間: 午前4時～翌日午前0時】

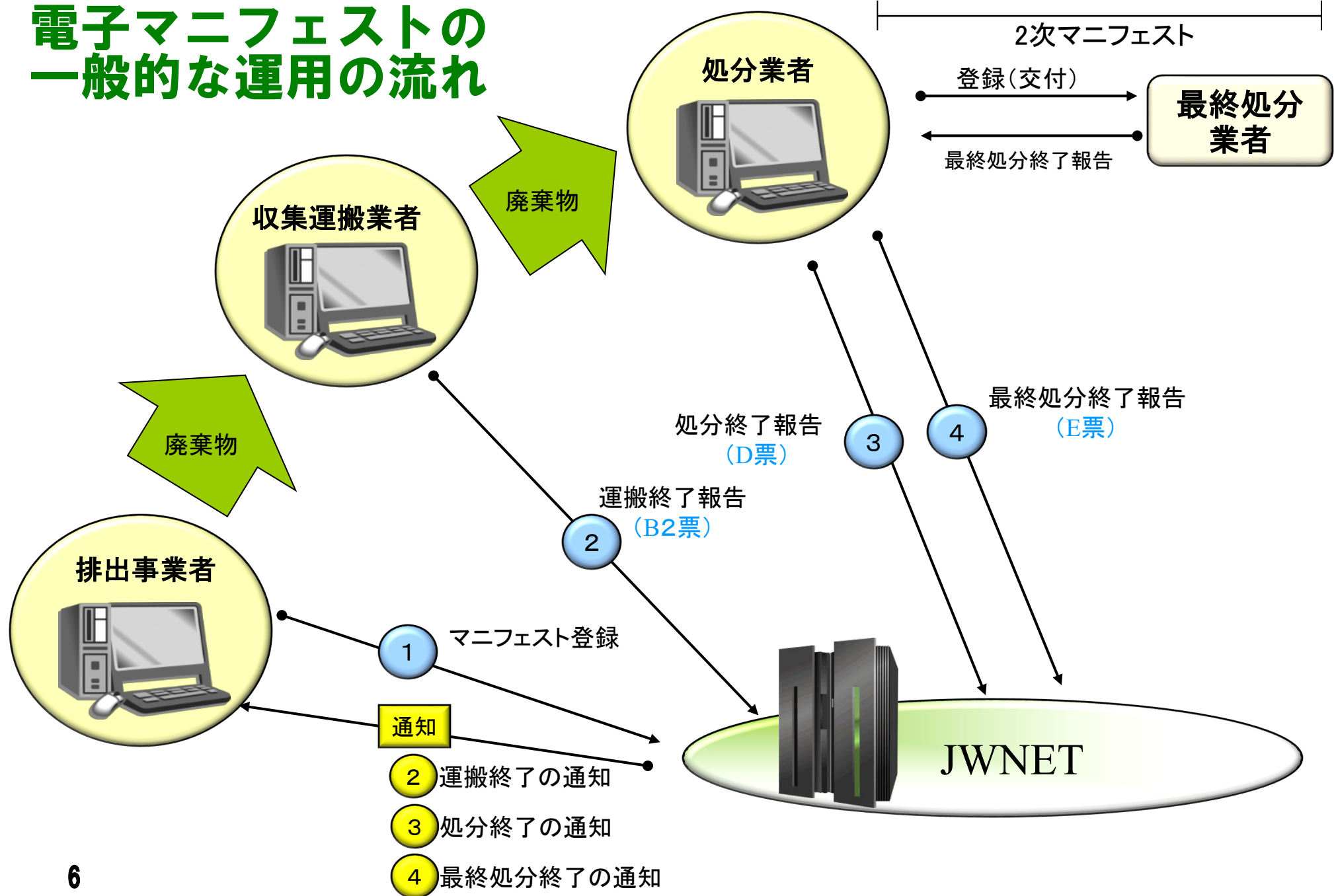
- ・廃棄物処理法第13条の2に基づき、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが環境大臣より全国で唯一の「情報処理センター」として指定(平成10年7月)され、電子マニフェストの運営・管理を行っています。
- ・平成10年12月からシステム運用開始

電子 manifests の運用ケース



運用ケース	排出事業者	収集運搬業者	中間処理業者		収集運搬業者	最終処分業者
			処分受託者	処分委託者		
I	電子 manifests 				電子 manifests 	
II	電子 manifests 				紙 manifests 	
III	紙 manifests 				電子 manifests 	
IV	電子 manifests 				—	

電子マニフェストの一般的な運用の流れ



2

電子マニフェストと 紙マニフェストの運用比較



一般社団法人埼玉県環境産業振興協会 実務研修会

公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター電子マニフェストセンター

(1) 収集運搬業者における運用比較

項目	電子マニフェスト	紙マニフェスト
運搬終了報告	<p>運搬終了日から3日以内に、必要事項を入力し、情報処理センターに報告</p> <p>※3日以内には以下の①～③は含まれません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①廃棄物の運搬が終了した日 ②土日及び祝日(国民の休日) ③年末・年始(12月29日～1月3日) 	<p>運搬終了日から10日以内に、必要事項を記載したマニフェストの写し(B2票)を、排出事業者に送付</p>
マニフェストの保存	<p>マニフェストの保存が不要 (情報処理センターは、マニフェスト情報を保存)</p>	<p>処分業者より送付されたC2票を5年間保存</p>

(2) 処分業者における運用比較

項目	電子マニフェスト	紙マニフェスト
処分終了報告	<p>処分終了日から3日以内に、必要事項を入力し、情報処理センターに報告</p> <p>※3日以内には以下の①～③は含まれません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①廃棄物の処分が終了した日 ②土日及び祝日(国民の休日) ③年末・年始(12月29日～1月3日) 	<p>処分終了日から10日以内に、必要事項を記載したマニフェストの写し(D票)を、排出事業者に送付</p>
マニフェストの保存	<p>マニフェストの保存が不要 (情報処理センターは、マニフェスト情報を保存)</p>	<p>C1票を5年間保存</p>

参考 報告期限3日とは

3日ルール

月曜日に運搬(処分)が終了したときは、木曜日までに報告してください。

← 報告期間 →

月曜日 運搬(処分) 終了した日	火曜日 1日目	水曜日 2日目	木曜日 3日目
------------------------	------------	------------	------------

ケース1：金曜日に廃棄物の運搬（処分）が終了した場合

土日は3日間の期間に含まれないため、水曜日までに報告してください。

← 報告期間 →

金曜日 運搬(処分) 終了した日	土曜日	日曜日	月曜日 1日目	火曜日 2日目	水曜日 3日目
------------------------	-----	-----	------------	------------	------------

ケース2：金曜日に廃棄物の運搬（処分）が終了した場合、火曜日が祝日の場合

土日、祝日は3日間の期間に含まれないため、木曜日までに報告してください。

← 報告期間 →

金曜日 運搬(処分) 終了した日	土曜日	日曜日	月曜日 1日目	火曜日 (祝日)	水曜日 2日目	木曜日 3日目
------------------------	-----	-----	------------	-------------	------------	------------

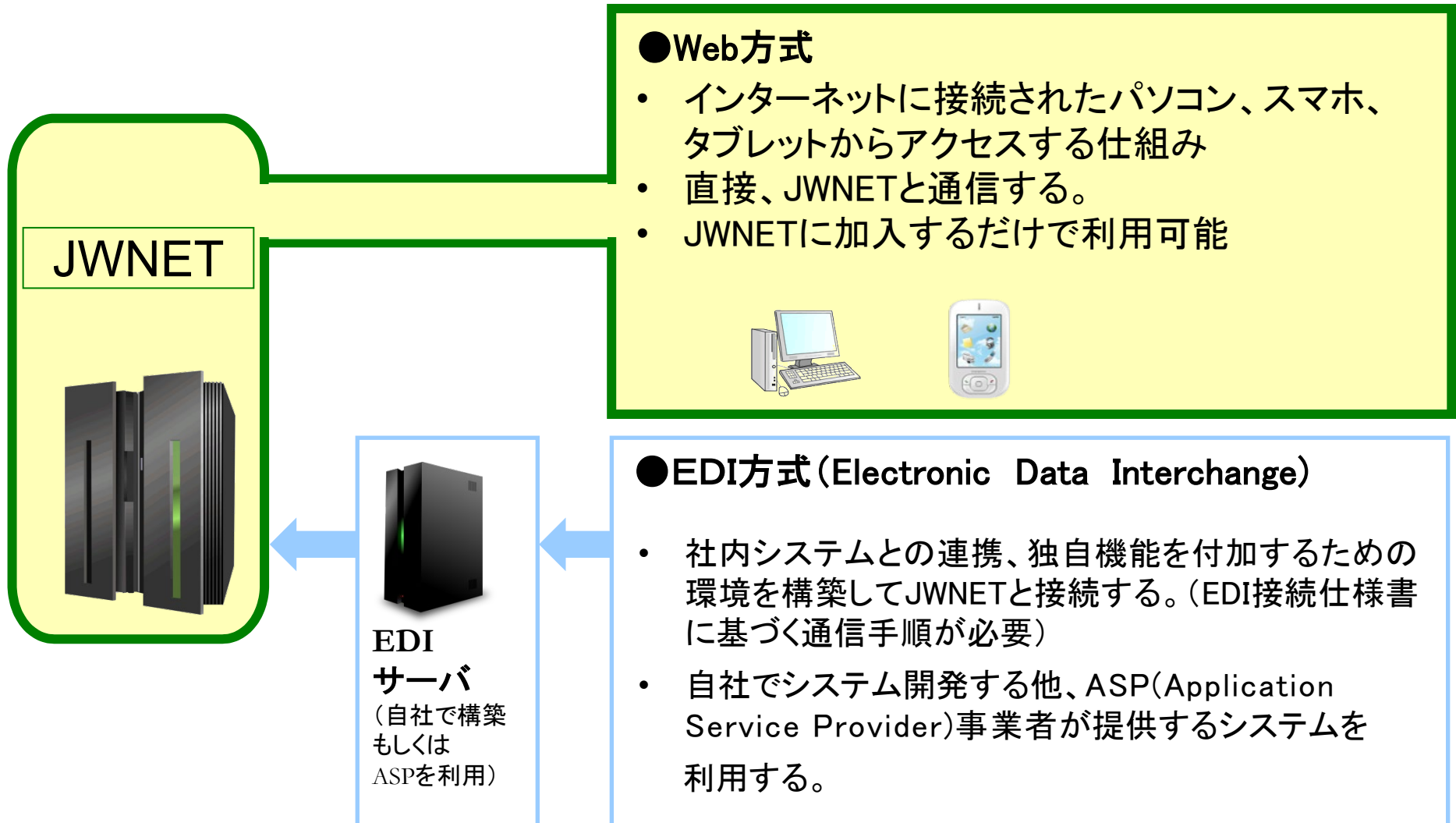
3

電子マニフェストシステムへのアクセス方法 (JWNET=電子マニフェストシステム)



電子マニフェストシステムへのアクセス方法

電子マニフェストシステム(JWNET)へのアクセス方法は、Web方式、EDI方式があります。



Web方式（JWNETホームページからアクセス）

電子 manifests (Web方式) の操作は、JWNETホームページからログインし、インターネット上で行います。

Web方式は全ての加入者が利用可能です



EDI方式とは

どのような場合に利用するか

電子マニフェストをより便利に使いたい、WEB版にない機能を使いたい場合に、自社の運用に合わせて設計された画面から電子マニフェストを利用することができる。

自社構築とASP利用

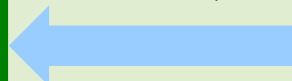
JWNET加入者

【自社でEDIサーバを構築】

- 自社の運用に合わせた機能・画面を構築可能。
- 自社の基幹システムとの連携も可能。
- EDI連携のためのシステム構築が必要。
- WEB版との併用も可能。



EDI連携



JWNET加入者

【第三者提供サービスを介して利用】

- 業界別に使いやすい機能・画面を提供する会社(ASP)と契約することで利用可能。
- WEB版との併用も可能。

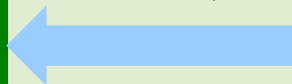
ASP

サービス
提供会社

契約



EDI連携



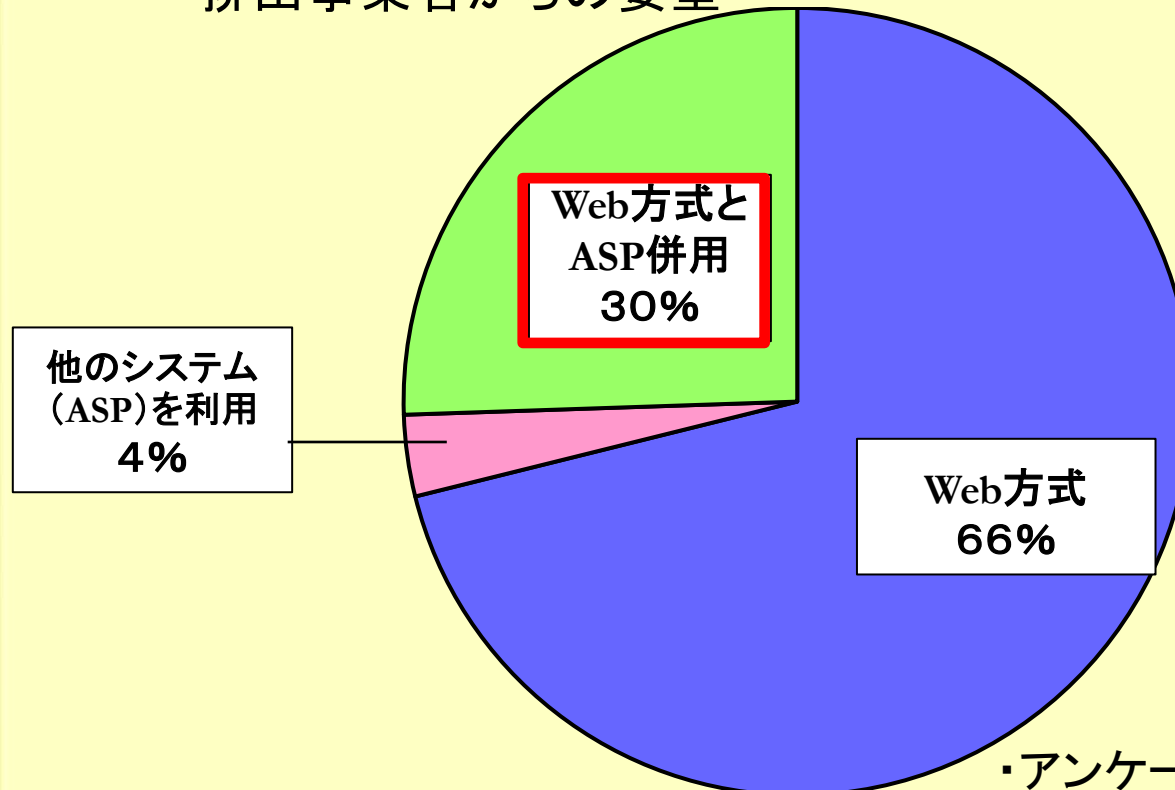
収集運搬業者におけるJWNET利用形態

(収集運搬業者を対象としたアンケート調査結果)

約3割がWeb方式とASPの併用

理由: 取り扱うマニフェストが多いことから自社でカスタマイズ

排出事業者からの要望



・アンケート実施: 令和2年10月
・回答数: 330

4

電子マニフェストの 特徴とメリット



一般社団法人埼玉県環境産業振興協会 実務研修会

公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター電子マニフェストセンター

電子マニフェスト導入のメリット

電子マニフェストには、電子化の特性である「**情報共有**」と「**情報伝達の効率化**」により、情報管理の合理化が進み、以下のメリットがあります。

<導入のメリット>

- (1) 事務処理の効率化(事務負担の軽減)
- (2) 法令遵守(コンプライアンス)

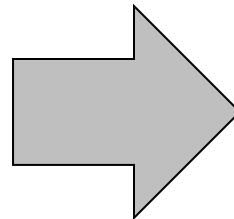
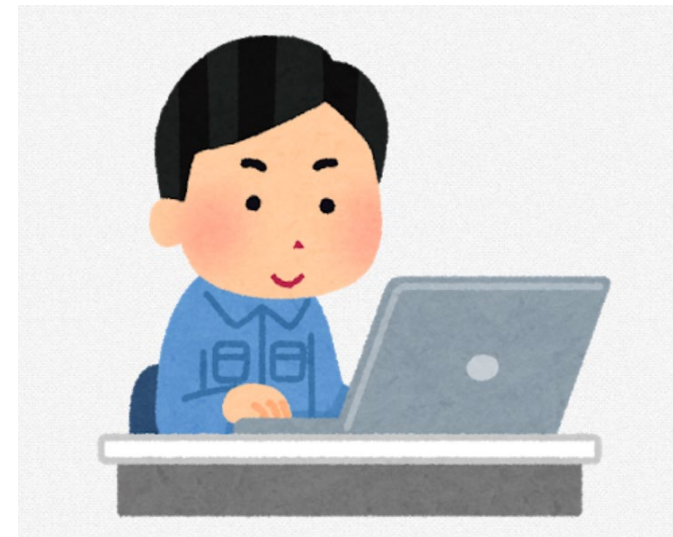
(1) 事務処理の効率化 (事務負担の軽減)

- ① 紙マニフェストへの記入、押印、仕分け、返送、ファイリング等の作業が不要

紙：記入・押印作業



電子：パソコンで簡単入力



(1) 事務処理の効率化（事務負担の軽減）

② 過去5年間のマニフェスト情報を容易に照会可能

マニフェスト情報の照会一覧

件数を 500件 ▼ 表示

(合計件数)

照会結果一覧										
No.	一括選択	登録の状態	確認期限	▲ マニフェスト番号 ▼	運搬	処分	最終	▲ 引渡し日 ▼	廃棄物の大分類名称	廃棄物の数量
1	<input type="checkbox"/>	登録		12552565506	●	●	●	2019/11/08	廃プラスチック類	100.000 t
2	<input type="checkbox"/>	登録		12552565517	●	●	●	2019/11/08	廃プラスチック類	22.000 t
3	<input type="checkbox"/>	登録		12552565539	●	●	●	2019/11/08	廃プラスチック類	100.000 k g
4	<input type="checkbox"/>	登録		12552565540	●	●	●	2019/11/08	廃プラスチック類	587.000 t
5	<input type="checkbox"/>	登録	間近	12552565641				2019/11/08	廃プラスチック類	100.000 k g
6	<input type="checkbox"/>	登録	間近	12552565797				2021/04/21	がれき類（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた不要物）	100.000 k g
7	<input type="checkbox"/>	登録		12552565922		●	●	2021/04/23	廃プラスチック類	1.000 k g
8	<input type="checkbox"/>	登録	間近	12552565933		●		2021/04/23	廃プラスチック類	1.000 k g
9	<input type="checkbox"/>	登録		12552565955		●	●	2021/04/27	廃プラスチック類	11.000 k g
10	<input type="checkbox"/>	登録		12552565966		●	●	2021/04/27	廃プラスチック類	11.000 k g
11	<input type="checkbox"/>	登録	間近	12552565988		●		2021/04/28	廃プラスチック類	20.000 k g
12	<input type="checkbox"/>	登録		12552567069				2021/01/12	汚泥（泥状のもの）	12.000m ³
13	<input type="checkbox"/>	登録		12552567081				2019/11/08	廃プラスチック類	100.000 k g
14	<input type="checkbox"/>	登録		12552567092				2019/11/08	廃プラスチック類	100.000 k g

終了報告が完了している場合は「●」が表示。

< 戻る

受渡確認票印刷

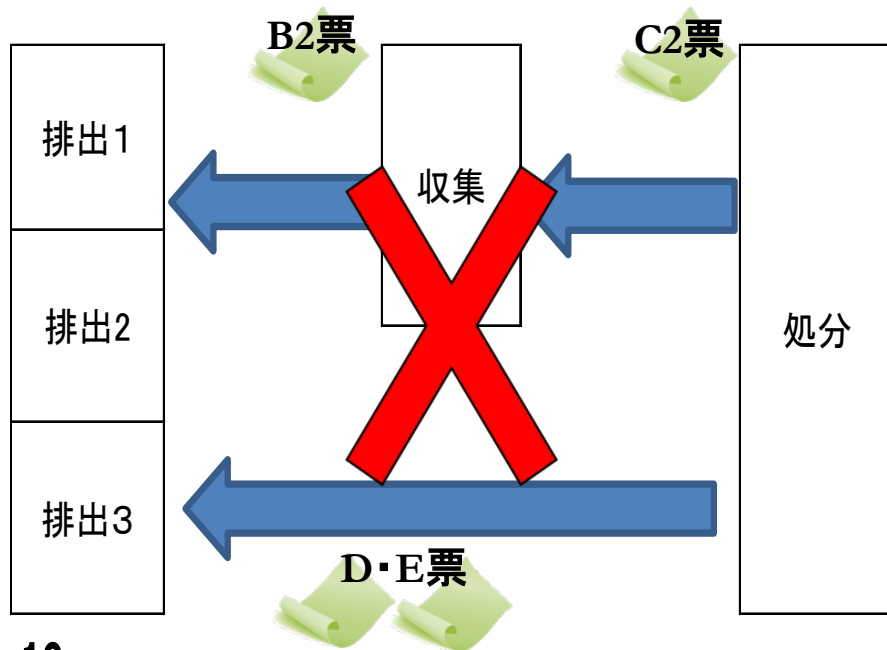
一覧表印刷

マニフェスト情報照会結果項目 (402項目) ▼

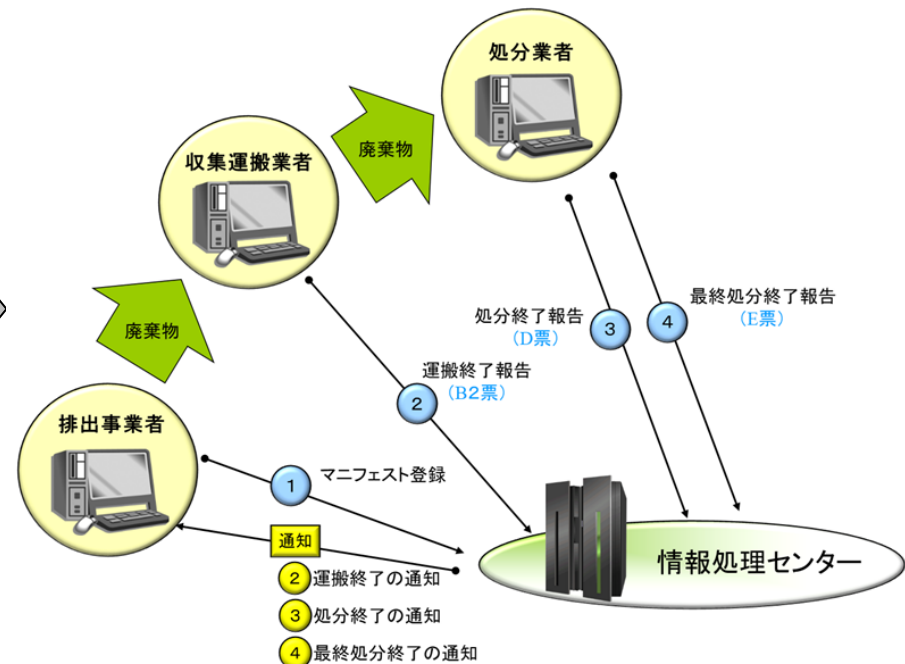
(1) 事務処理の効率化（事務負担の軽減）

③紙マニフェストの返送が不要＝郵送費が不要

紙：郵送費発生



電子：郵送費不要



(1) 事務処理の効率化（事務負担の軽減）

④ マニフェスト照会機能により、請求関係の集計等の作業時間短縮

マニフェスト情報の照会一覧

件数を 500件 表示

(合計件数)

照会結果一覧											
No.	一括選択	登録の状態	確認期限	▲ マニフェスト番号 ▼	運搬	処分	最終	▲ 引渡し日 ▼	廃棄物の大分類名称	廃棄物の数量	
1	<input type="checkbox"/>	登録		12552565506	●	●	●	2021/04/13	廃プラスチック類	100.000 t	○
2	<input type="checkbox"/>	登録		12552565517	●	●	●	2021/04/13	汚泥（泥状のもの）	22.000 t	○
3	<input type="checkbox"/>	登録		12552565539	●	●	●	2021/04/13	廃プラスチック類	100.000 k g	○
4	<input type="checkbox"/>	登録		12552565540	●	●	●	2021/04/13	廃プラスチック類	587.000 t	○
5	<input type="checkbox"/>	登録	間近	12552565641				2019/11/08	廃プラスチック類	100.000 k g	○
6	<input type="checkbox"/>	登録	間近	12552565797				2020/04/21	がれき類（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた不要物）	100.000 k g	JW
7	<input type="checkbox"/>	登録		12552565922		●	●	2021/04/23	廃プラスチック類	1.000 k g	JW
8	<input type="checkbox"/>	登録	間近	12552565933		●		2021/04/23	廃プラスチック類	1.000 k g	JW
9	<input type="checkbox"/>	登録		12552565955		●	●			11.000 k g	麩
10	<input type="checkbox"/>	登録		12552565966		●	●			11.000 k g	麩
11	<input type="checkbox"/>	登録	間近	12552565988		●				20.000 k g	JW
12	<input type="checkbox"/>	登録		12552567069						12.000m ³	JW
13	<input type="checkbox"/>	登録		12552567081				2019/11/08	廃プラスチック類	100.000 k g	JW
14	<input type="checkbox"/>	登録		12552567092				2019/11/08	廃プラスチック類	100.000 k g	JW

データをダウンロードし、エクセルファイルで集計が可能。

マニフェスト情報照会結果項目 (402項目)

(1) 事務処理の効率化（事務負担の軽減）

ダウンロードしたマニフェスト情報

マニフェスト番号	引渡し日	排出事業者の加入者番号	排出事業者の名称	排出事業場の名称	廃棄物の種類（大分類名称）	廃棄物の数量	廃棄物の数量単位（名称）
12552562873	2021/1/19	1101144	株式会社〇〇△△製作所	〇〇駅前ビル解体工事 廃プラ	廃プラスチック類	1	t
12552562996	2021/1/13	1101144	株式会社〇〇△△製作所	新井工業	汚泥（泥状のもの）	12	t
12552563009	2019/11/8	1101144	株式会社〇〇△△製作所	JW〇〇架橋 がれき類	がれき類（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた不要物）	100	k g
12552563223	2021/1/31	1101144	株式会社〇〇△△製作所	現場新井工場	廃プラスチック類	15	t
12552563234	2021/1/31	1101144	株式会社〇〇△△製作所	東京都埼玉県	燃え殻	9	t
12552563245	2021/1/31	1101144	株式会社〇〇△△製作所	現場新井工場	廃プラスチック類	2	t
12552563256	2021/1/31	1101144	株式会社〇〇△△製作所	現場新井工場	木くず	6	t
12552563267	2021/1/31	1101144	株式会社〇〇△△製作所	現場新井工場	紙くず	98	m 3
12552563278	2021/1/31	1101144	株式会社〇〇△△製作所	現場新井工場	廃酸	50	m 3
12552563289	2021/1/31	1101144	株式会社〇〇△△製作所	現場新井工場	廃プラスチック類	25	t
12552563290	2021/1/31	1101144	株式会社〇〇△△製作所	現場新井工場	木くず	66	t
12552563302	2021/1/31	1101144	株式会社〇〇△△製作所	現場新井工場	紙くず	22	m 3
12552563313	2021/1/31	1101144	株式会社〇〇△△製作所	現場新井工場	廃酸	654	m 3
12552563324	2021/1/31	1101144	株式会社〇〇△△製作所	現場茨城	廃プラスチック類	36	t
12552563335	2021/1/31	1101144	株式会社〇〇△△製作所	現場新井工場	廃プラスチック類	258	t
12552563346	2021/1/31	1101144	株式会社〇〇△△製作所	現場茨城	廃プラスチック類	100	t
12552563447	2021/1/31	1101144	株式会社〇〇△△製作所	現場新井工場	木くず	321	t
12552563470	2021/1/31	1101144	株式会社〇〇△△製作所	東京都埼玉県	燃え殻	765	t
12552563481	2021/1/31	1101144	株式会社〇〇△△製作所	東京都埼玉県	燃え殻	321	t
12552564437	2021/3/3	1101144	株式会社〇〇△△製作所	JW〇〇架橋999	汚泥（泥状のもの）	12	t
12552564640	2019/11/8	1101144	株式会社〇〇△△製作所	JW〇〇架橋999	廃プラスチック類	100	k g
12552565506	2021/4/13	1101144	株式会社〇〇△△製作所	〇〇駅前ビル解体工事 廃プラ	廃プラスチック類	100	t
12552565517	2021/4/13	1101144	株式会社〇〇△△製作所	〇〇県立体育館改修工事	汚泥（泥状のもの）	22	t

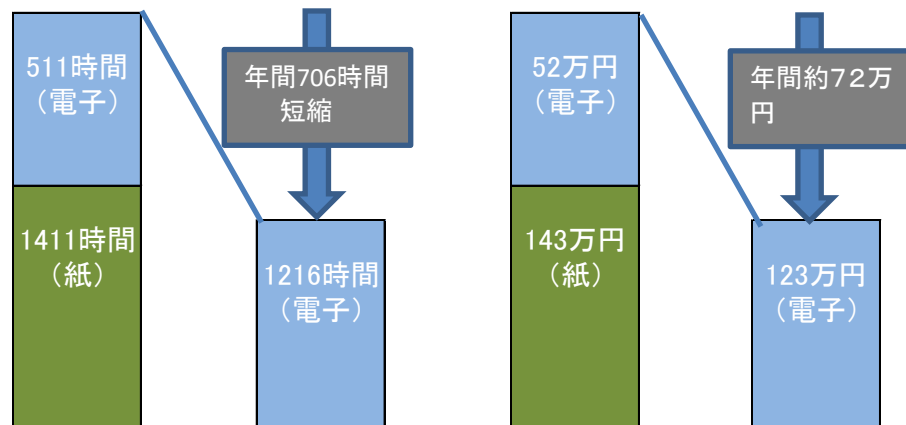
電子マニフェストと紙マニフェストの事務処理費用の比較（JW算定）

(1) 電子マニフェストと紙マニフェストの事務作業時間及び費用

	①取り扱ったマニフェスト件数 ※1	②事務作業時間 (件/分)※2	③年間事務作業時間(①×②)	④時給※3	⑤事務処理費用 (③×④)
電子マニフェスト	6,125件	5分	511時間	1,013円	517,643円
紙マニフェスト	8,462件	10分	1,411時間	1,013円	1,429,343円
合計	14,587件		1,922時間		1,946,986円

(2) すべての業務が「電子マニフェストになった場合の事務作業時間及び費用

	①取り扱ったマニフェスト件数 ※1	②事務作業時間 (件/分)※2	③年間事務作業時間(①×②)	④時給※3	⑤事務処理費用 (③×④)
電子マニフェスト	14,587件	5分	1,216時間	1,013円	1,231,808円



※1 収集運搬業者アンケート: 令和元年度に利用したマニフェスト件数の平均値(N=201)

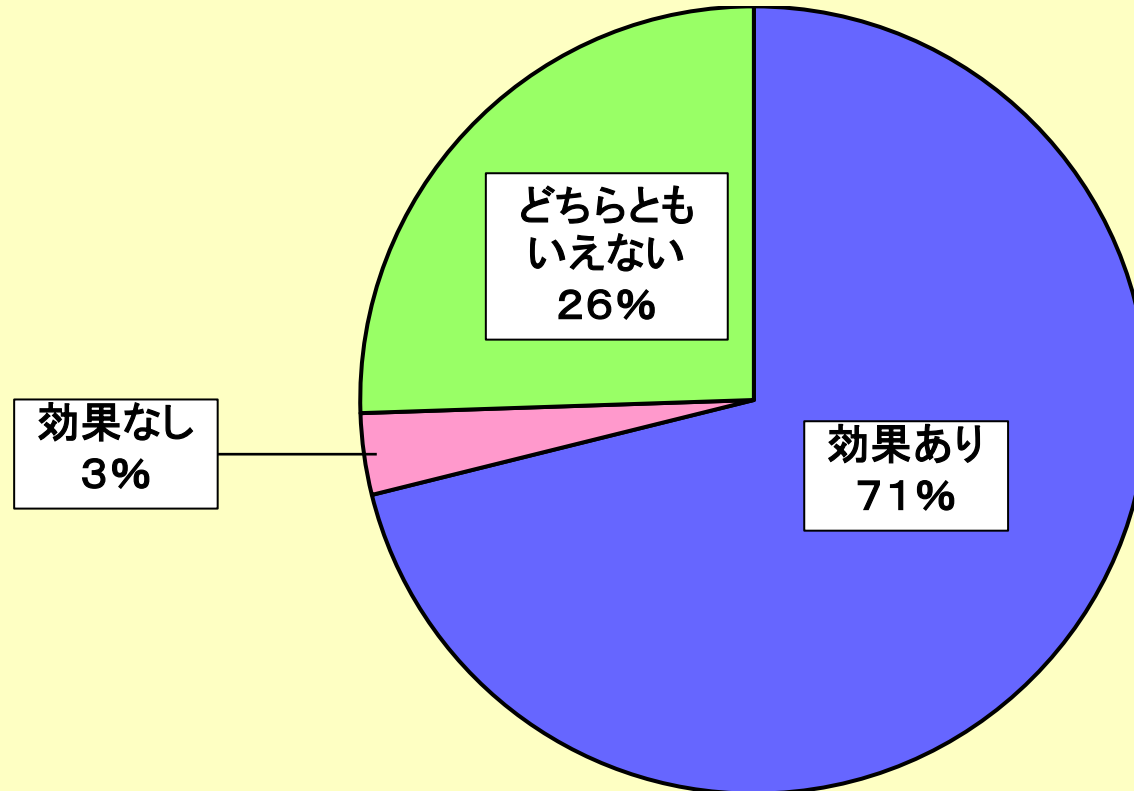
※2 収集運搬業者アンケート: 令和元年度に費やしたマニフェスト作業時間の中央値(N=221)

電子マニフェストの情報検索、登録情報確認、受渡確認票等の確認、終了報告作業、マニフェスト情報の修正等の不備対応を含んだ時間

紙マニフェストへの記入、押印、送信・返信、仕分け、ファイリング、保管、台帳入力、マニフェスト情報の修正等の不備対応を含んだ時間

電子マニフェスト導入による事務負担軽減効果 (収集運搬業者を対象としたアンケート調査結果)

7割以上の方が電子マニフェストの導入により業務量が軽減したと回答



- ・アンケート実施: 令和2年10月
- ・回答数: 329

(2) 法令遵守 (コンプライアンス)

- ① マニフェスト情報はJWNETが保存(=紛失の心配がない)
- ② 運搬(処分)に関する報告を照会機能や通知情報(電子メール)で確実に確認(=報告漏れを容易に確認できる)
- ③ 法定項目の入力漏れがない(入力漏れがあると登録・報告が完了できない)

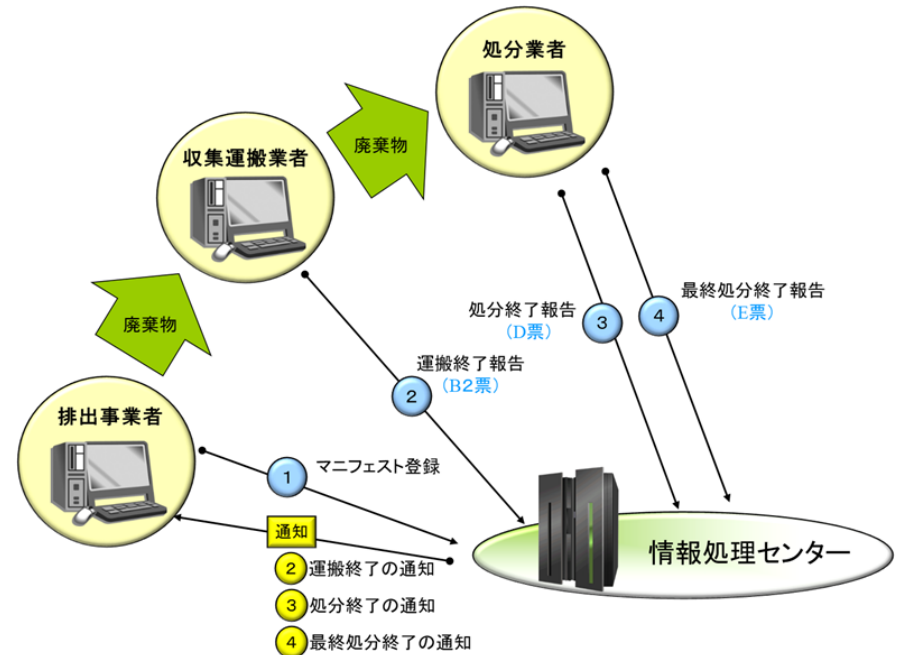
(2) 法令遵守 (コンプライアンス)

① マニフェスト情報はJWNETが保存 (=紛失の心配がない)

紙: 自社で保管



電子: JWNETが保存



(2) 法令遵守 (コンプライアンス)

②運搬(処分)に関する報告を照会機能や通知情報(電子メール)で確実に確認(=報告漏れを容易に確認できる)

マニフェスト情報の照会一覧

1 / 1ページ ページを 500件 表示 (合計件数)

No.	一括選択	登録の状態	確認期限	マニフェスト番号	運搬	処分	最終	引渡し日	廃棄物の大分類名称	廃棄物の数量	
1	<input type="checkbox"/>	登録		12552565506	●	●	●	2021/04/13	廃プラスチック類	100.000 t	○○
2	<input type="checkbox"/>	登録		12552565517	●	●	●	2021/04/13	汚泥(泥状のもの)	22.000 t	○○
3	<input type="checkbox"/>	登録		12552565539	●	●	●	2021/04/13	廃プラスチック類	100.000 k g	○△
4	<input type="checkbox"/>	登録		12552565540	●	●	●	2021/04/13	廃プラスチック類	587.000 t	○○
5	<input type="checkbox"/>	登録	間近	12552565641				2019/11/08	廃プラスチック類	100.000 k g	○△
6	<input type="checkbox"/>	登録	間近	12552565797				2020/04/21	がれき類(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた不要物)	100.000 k g	JW
7	<input type="checkbox"/>	登録		12552565922		●	●	2021/04/23	廃プラスチック類	1.000 k g	JW
8	<input type="checkbox"/>	登録	間近	12552565933		●		2021/04/23	廃プラスチック類	1.000 k g	JW
9	<input type="checkbox"/>	登録		12552565955		●	●	2021/04/27	廃プラスチック類	11.000 k g	趣時
10	<input type="checkbox"/>	登録		12552565966		●	●	2021/04/27	廃プラスチック類	11.000 k g	趣時
11	<input type="checkbox"/>	登録	間近	12552565988		●		2021/04/28	廃プラスチック類	20.000 k g	JW
12	<input type="checkbox"/>	登録		12552567069				2021/01/12	汚泥(泥状のもの)	12.000m ³	JW
13	<input type="checkbox"/>	登録		12552567081				2019/11/08	廃プラスチック類	100.000 k g	JW
14	<input type="checkbox"/>	登録		12552567092				2019/11/08	廃プラスチック類	100.000 k g	JW

確認期限まで30日を切ると「間近」と表示。

5

電子マニフェスト 導入までの流れ



一般社団法人埼玉県環境産業振興協会実務研修会

公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター電子マニフェストセンター

電子マニフェスト導入の流れと検討・確認事項

導入手順

STEP1	パソコン環境と取引先企業の加入確認
STEP2	加入の単位の検討
STEP3	利用する料金区分の選択
STEP4	運用方法の検討 1. 受渡確認伝票(書面)の活用 2. 連絡番号の活用 3. マニフェスト登録する日時 4. 数量確定者
STEP5	加入手続きと試行運用
STEP6	事前準備と確認事項

STEP1

パソコン環境と取引先企業の加入確認

1. 電子マニフェスト導入に必要なパソコンの利用推奨環境

パソコンOS	ブラウザ(下記、最新版)
Windows 10(デスクトップモード)	Internet Explorer Microsoft Edge Google Chrome Firefox ESR
Mac X	Safari Firefox ESR

- 上記は当センターで動作確認済みの環境であり、動作を保証するものではありません。
- 2021年4月末現在(最新の利用推奨環境はJWNETホームページで確認してください)

2. 取引先企業の加入確認(JWNETホームページの加入者検索機能を利用)

排出事業者、委託先の収集運搬業者及び処分業者が電子マニフェストを導入しているか確認が必要

※優良認定処理業者は、電子マニフェストに加入しています。

(優良産廃処理業者認定制度は通常の許可基準よりも厳しい基準に適合した優良な産廃処理業者を、都道府県・政令市が審査して認定する制度です)

JWNETホームページの加入者検索機能

加入申し込み

電子マニフェストとは

電子マニフェストの運用

説明会・マニュアル

システム関連情報

各種お手続き料金

よくあるご質問

※ トップページ > 電子マニフェストとは > 加入者検索 > 収集運搬業者の検索

加入者名、住所、許可を受けた自治体などからJWNETに加入している収集運搬業者を検索することができます。

加入者名

住所(都道府県を検索)

許可番号(下6桁)

許可主体:都道府県

許可主体:政令市

優良性評価結果

検索する

電子マニフェストとは

マニフェスト制度とは

電子マニフェストの仕組み

導入のメリット

紙マニフェストとの運用比較

アクセス方法

登録件数・電子化率

情報処理センターの役割

加入者検索

排出事業者の検索

収集運搬業者の検索

処分業者の検索

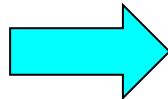
自治体への報告

- 情報の公開を承諾した加入者のみ検索可能
- 委託先処理業者に確認するのが確実

区分	公開
収集運搬	16,386
処分	7,657

(2021年7月12日現在)

JWNETホームページの加入者検索機能

加入申込時に「公開」を推奨  振興財団 処理業者検索システム「産廃くん」に反映

事務担当者情報	
所属部署名	<input type="text"/> (例)総務部
担当者名	姓 <input type="text"/> 新井 名 <input type="text"/> 博司 (例)振興 (例)次郎
	セイ <input type="text"/> アライ (例)シ
電話番号	<input type="text"/> (例)03-1234-
FAX番号	<input type="text"/> (例)03-1234-56
メールアドレス	<input type="text"/> arai@jwnet.or.jp ※メールアドレスは加入後、マイページから変更することができます。
加入情報の公開	
公開の可否	<input checked="" type="radio"/> 公開する <input type="radio"/> 公開しない 情報処理センターホームページ等で利用者の名称、所在地(都道府県、政令市名)、電話番号(収集運搬業者、処分業
ホームページアドレス	<input type="text"/>

公開の可否を「公開する」を選択

STEP2

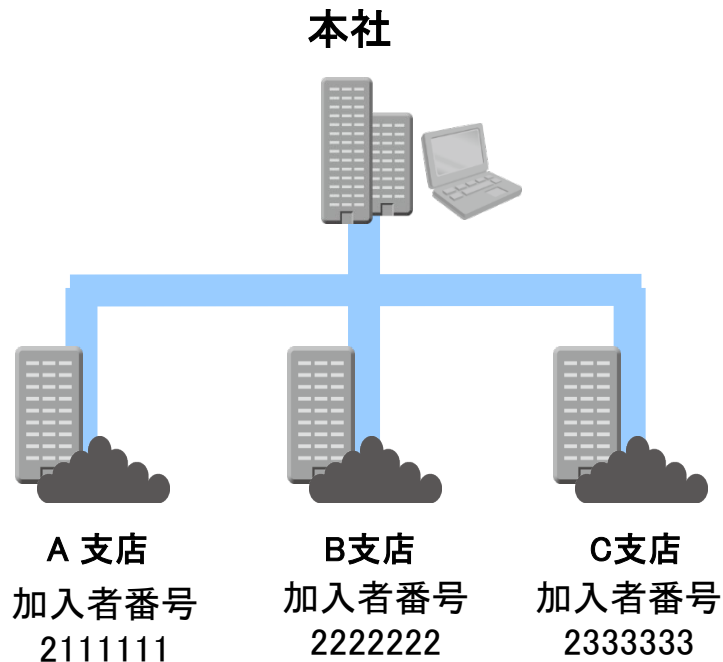
加入の単位の検討

● 収集運搬業者

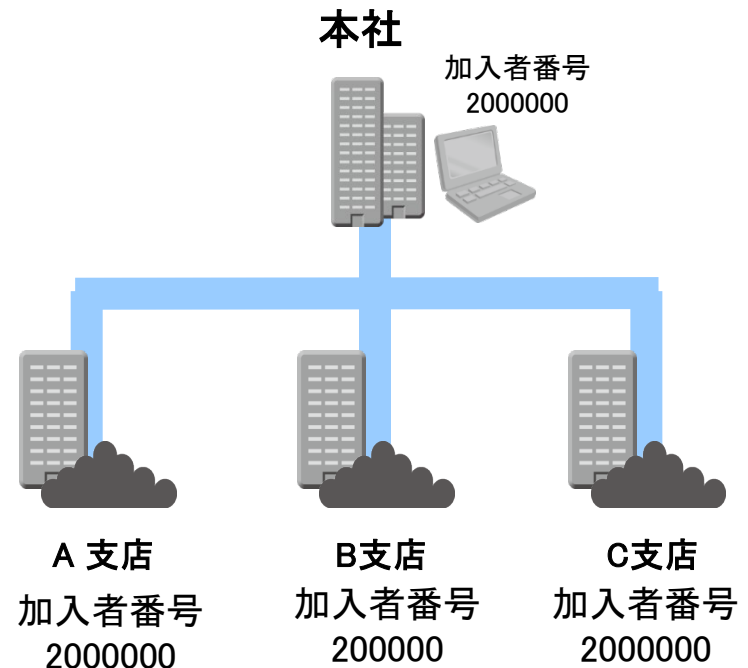
加入の単位は、任意です。

支店や営業所単位で加入することもできますし、本社1社だけで加入することもできます。

支店毎で加入する場合



本社で加入する場合



STEP2

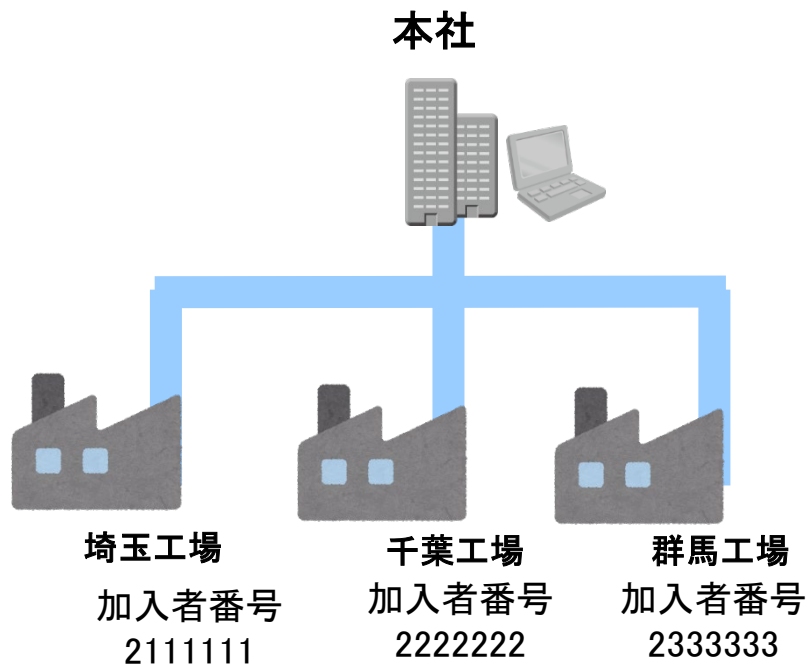
加入の単位の検討

● 処分業者

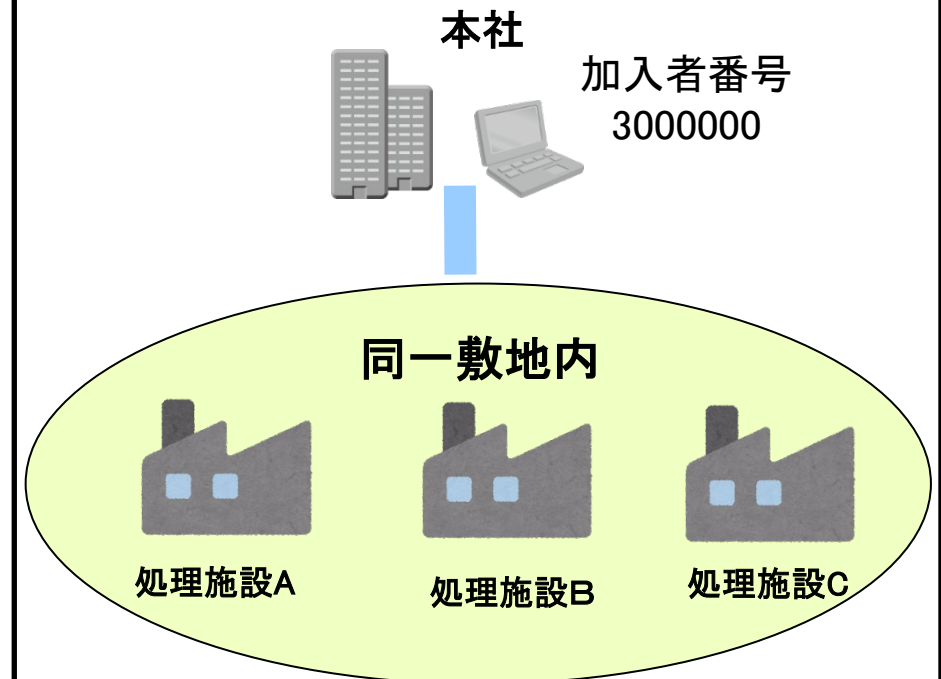
加入の単位は、処理施設単位となります。

同一敷地内に中間処理施設及び最終処分施設がある場合は1加入で対応できます。

処理施設毎で加入する場合

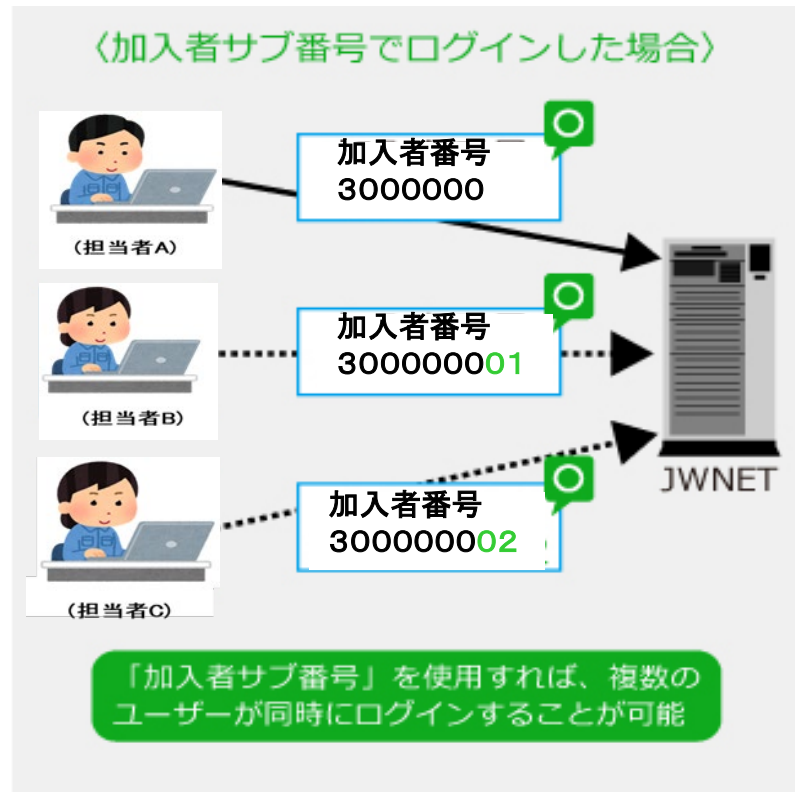
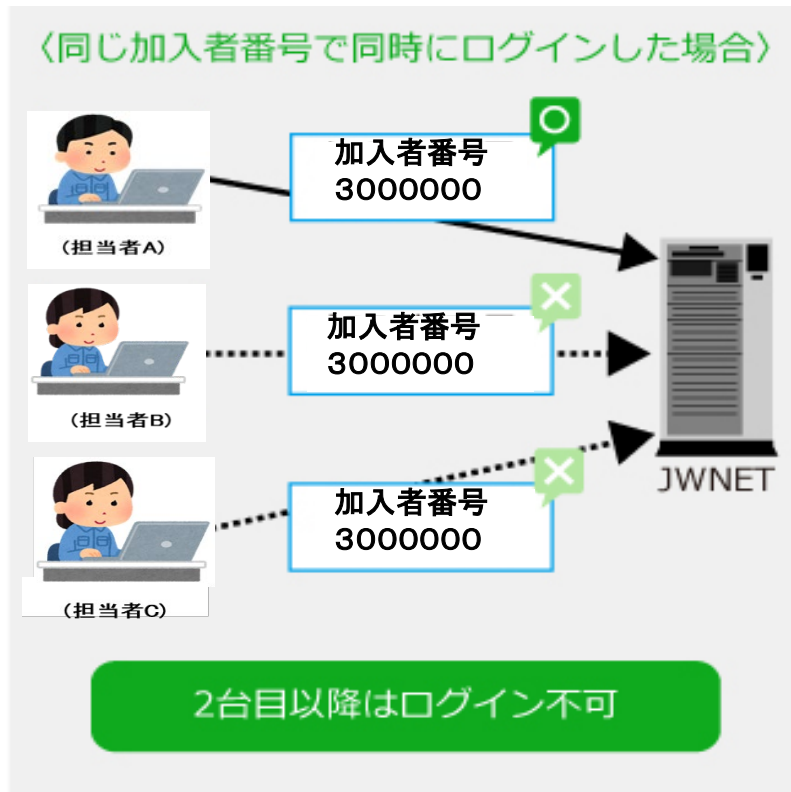


同一敷地内に処理施設が複数ある場合



サブ番号の活用（1加入で利用できるユーザ数）

- JWNETは、同一の加入者番号で同時にログインできるユーザー数は1人のみです。
- 加入者サブ番号を作成することにより、同時に複数のユーザがログインできます。
- 1加入で最大99個の加入者サブ番号を**加入者**が作成できます。
（1加入で最大100ユーザまで同時ログインが可能）
- 加入者サブ番号の作成による、追加料金は発生しません。



STEP3

利用する料金区分の選択

①利用料金－収集運搬業者、処分業者

税込

料金区分	収集運搬業者	処分業者 ※1		
		①処分 (報告機能のみ)	②処分(報告機能+2次登録機能)	
			A料金	B料金
基本料※2 (年額)	13,200円	13,200円	26,400円	13,200円
使用料 (登録情報 1件につき)	—	—	11円	(90件までは無料) 91件目から 22円
メリットがある 年間登録件数	—	—	1,381件以上	1,380件以下

※1 ① 処分終了報告、最終処分終了報告を行う機能のみの料金

(2020年4月時点料金表)

② ①の機能と併せて、中間処理後の残さを電子マニフェスト登録(2次マニフェスト)する機能の料金

A料金、B料金を選択:年間1,381件以上2次マニフェストを登録する場合はA料金の方がお得。

※2 基本料の1年間の金額は、4月から翌年の3月末までの期間に適応されます。年度の途中で加入する場合、初年度の基本料は月割りで請求いたします(利用を開始した月によって金額が異なります)。

STEP3

利用する料金区分の選択

②利用料金－排出事業者

税込

料金区分	A料金	B料金	団体加入料金 (C料金)※
基本料 (年額)	26,400円	1,980円	—— (令和4年4月から110円予定)
使用料 (登録情報1件につき)	11円	(90件までは無料) 91件目から 22円	22円
メリットがある 年間登録件数	2,401件～	～2,400件	——

団体加入(C料金)とは

一定の条件を満たすことで、加入者の基本料金の支払いが免除される排出事業者の料金体系。マニフェストを利用した分だけの課金となるため、マニフェスト登録件数が少ない排出事業者も加入しやすい。

※ 令和4年4月から利用料金を改定する予定です。

基本料 無料→110円

使用料 22円→22円(5件までは無料 6件目から22円)

団体加入について

団体加入の条件

団体加入を行うには、次の①及び②を満たす必要がある。

- ① 加入者(排出事業者)が30者以上ある。
- ② 次の業務を行う「利用代表者」を指定する。
 - 1) 団体加入者の加入、解約等の手続きの支援等
 - 2) 団体加入者の利用料金等の支払い
 - 3) JWセンターからの運営上の通知等の団体加入者への伝達

※処理業者が利用代表者となり顧客(排出事業者)を30者

以上集めて団体加入手続きをすることができる。

参考 1

利用料金の支払いについて

1. 請求時期

【基本料】排出・収集・処分 共通

新規加入者	利用開始の翌月に基本料を請求します。
既加入者	当該年度の4月上旬に請求します。

【使用料】排出及び処分(2次登録A・B)のみ

A料金加入者	A料金の使用料は6月、9月、12月、3月の月末で精算し、当該月を含む過去3ヶ月分を、その翌月上旬に請求します。
B料金加入者	B料金の使用料は、3月31日で精算し、登録(予約登録、取消を含む)件数90件(加入初年度は利用開始月によって件数が変わります。)を超えて使用した分を次年度の4月上旬に請求します。
C料金加入者	C料金は1年間分(4月～3月)を3月末で精算し、利用代表者へ4月に請求します。

2. 支払時期

支払方法	支払時期	例
振込の方	請求の翌月の月末	4月請求⇒5月31日までにお振込み
引落の方	請求の翌月8日に自動引落し	4月請求⇒5月8日に自動引落し

※請求書及び口座振替通知書はJWNET(マイページ)からダウンロードしてください。

参考 2 請求書(口座振替通知書)印刷

請求書は、JWNETログイン後、マイページから印刷できます。

印刷する前に作成依頼が必要です。依頼後15分～30分後に印刷できます。

- ① JWNETポータル→マイページ→加入証/登録証・請求書等印刷をクリック
- ② 請求書等作成依頼をクリックし、対象の年月を選択→実行ボタンをクリック
- ③ 30分後に帳票印刷から対象の請求書を印刷できます。

ユーザー名: 事務 太郎 ユーザーID: 1101125 加入者名称: 受入奨励組出06 ログイン時刻: 2017/06/06 11:56:29

メニュー
 マニフェスト情報
 マニフェスト管理 (登録・設定・通知)
 行政報告
 マイページ
 パスワード変更
加入証/登録証・請求書等印刷
 加入者情報管理
 加入者サポート
 電子媒体提供サービス
 承諾

お知らせ (0件)
 お知らせ情報は0件です。

新着情報 (3件)
 お知らせ 平成29年度電子マニフェスト登録等状況報告書 (平成28年実績) の提供開始について
 お知らせ 電子マニフェスト登録等状況報告 (平成28年度) のお知らせ
 お知らせ テスト

新着情報をもっと見る >

請求書等作成依頼
 請求書/口座振替通知書作成依頼
 対象年月: 選択してください (2017) 実行

2017年01月
 2017年02月
 2017年03月
 2017年04月
 2017年05月
 2017年06月
 2017年07月
 2017年08月
 2017年09月
 2017年10月
 2017年11月
 2017年12月

年月を選択

加入者管理システム
 v3.1.0-v3.1.0 ユーザー名: 二部 事務 ユーザーID: 加入者名称: ログイン時刻: 2015/06/10 10:47:39

メニュー
加入証/登録証・請求書等印刷
 請求書等作成依頼
 加入証/登録証
 帳票印刷

帳票印刷
 帳票一覧

No.	帳票種別	ファイル名	説明
1	加入のお知らせ	RZYUOSHIRASE_xxxxxxxx.pdf	
2	加入証/登録証	KANYUSHO_xxxxxxxx.pdf	
3	請求書/口座振替通知書	SEIKYUSHO_xxxxxxxx.pdf	yyyy#MM月分

30分後に請求書が印刷できる

STEP4

運用方法の検討

電子マニフェスト運用を円滑に実施するため、排出事業者、収集運搬業者、処分業者間で、以下の項目について検討・調整し、ルール化しておくことで円滑な運用が可能となります。

【取引先と検討すべき事項】

- (1) 受渡確認票(伝票)の活用
- (2) マニフェスト登録する日時
- (3) 数量確定者

(1) 受渡確認票（伝票）の活用

電子マニフェストの運用においても、法令に基づき紙の伝票が活用されています。以下の役割・用途で伝票（書面）が利用されています。

- ① **廃棄物の受渡し確認の記録としての役割**
 - ・ 廃棄物の受渡しの控え、処分業者受入時の確認用書面
- ② **マニフェスト登録・処理終了報告の入力用原票としての役割**
 - ・ パソコンに情報を入力する際の作業用伝票
- ③ **収集運搬業者が運搬時に携帯する書面としての役割**
 - ・ 運搬途中、警察等からの検問に対する荷物の証明
 - ・ 法令で定める産業廃棄物の運搬車に備え付ける書面（電子情報でも可）

受渡確認票とは・・・

- 受渡確認票は任意の伝票であり、法で規定する様式はありません。また保存義務等はありません。
- この受渡確認票は、上記③の用途から収集運搬業者が持参・準備するケースが多くなっています。
- 予約登録（後述）することにより、受渡確認票（伝票）は電子マニフェストシステムから印刷できます。

① 廃棄物の受渡し確認の記録としての役割

排出事業場で廃棄物を引渡すとき、処分場へ搬入するときの確認用に使います。

排出事業場での確認



処分場搬入時の確認



② マニフェスト登録・処理終了報告の入力用原票としての役割

現場で引き渡した廃棄物の内容を、事務所に帰って電子マニフェストに入力する際のメモとして活用します。



排出事業場



事務所に持ち帰って入力



事務所

③ 運搬車両における書類の携帯義務について (電子マニフェストを利用している場合)

産業廃棄物の運搬車は、次のような書面の備え付け(携帯)が義務づけられています。

- ① 許可証(写し)
- ② 電子マニフェスト加入証(写し)
- ③ 次の事項を記載した書類(電子情報でも可)
 - ・ 運搬する産業廃棄物の種類及び数量
 - ・ その運搬を委託した者の氏名又は名称
 - ・ 運搬する産業廃棄物を積載した日
 - ・ 積載した事業場の名称、連絡先
 - ・ 運搬先の事業場の名称、連絡先



※環境省ホームページ(書面の携行について):

<https://www.env.go.jp/recycle/waste/pamph/03.pdf>

留意点

- 処理業者が携帯する許可証の写しは必ずしも原本と同じ大きさでなくとも問題ありません。
- ③の書類の様式は問いません(上記事項を網羅することは必要)。
- 上記③の事項が携帯端末などによって常に確認できる状態であれば、③の書面は不要です。

【独自の受渡確認票の例1】

受渡確認票							
		引渡し日	引渡担当者	入力担当者			
マニフェスト番号		連絡番号1		連絡番号2		連絡番号3	
排出事業者		〒					
		電話番号		FAX			
店舗名称 (排出事業場)		〒					
排出現場コード		電話番号		FAX			
収集運搬業者							
品目	名称	荷姿	数量	単位	確定数量	単位	処分方法
汚泥		バラ ドラム缶 袋 コンテナ		kg m3 個 台		kg m3 個 台	
廃油		バラ ドラム缶 袋 コンテナ		kg m3 個 台		kg m3 個 台	
金属くず		バラ ドラム缶 袋 コンテナ		kg m3 個 台		kg m3 個 台	
廃プラスチック類		バラ ドラム缶 袋 コンテナ		kg m3 個 台		kg m3 個 台	
紙くず		バラ ドラム缶 袋 コンテナ		kg m3 個 台		kg m3 個 台	
金属くず		バラ ドラム缶 袋 コンテナ		kg m3 個 台		kg m3 個 台	
ガラス・コンクリート・陶磁 器くず		バラ ドラム缶 袋 コンテナ		kg m3 個 台		kg m3 個 台	
安定型混合廃棄物		バラ ドラム缶 袋 コンテナ		kg m3 個 台		kg m3 個 台	
廃電気機械器具		バラ ドラム缶 袋 コンテナ		kg m3 個 台		kg m3 個 台	
		バラ ドラム缶 袋 コンテナ		kg m3 個 台		kg m3 個 台	
		バラ ドラム缶 袋 コンテナ		kg m3 個 台		kg m3 個 台	
処分業者							
備考							

【独自の受渡確認票の例2（3連）】

電子マニフェスト(JWNET) 受渡確認票 (排出事業者)										
連絡番号		1)	2)		3)					
引渡し日		年 月 日		引渡し担当者						
排出事業者		氏名又は名称								
		電話番号		-		-				
排出事業場		名称								ローコード
		電話番号		-		-				
収集運搬業者		氏名又は名称								
		車両番号		運搬担当者						
		電話番号		-		-				
処分事業場		名称								
		電話番号		-		-				
No		品目・名称		荷姿		数量		単位		
1				バラ ドラム缶		t		m3		
				袋 コンテナ		kg		t		
2				バラ ドラム缶		t		m3		
				袋 コンテナ		kg		t		
3				バラ ドラム缶		t		m3		
				袋 コンテナ		kg		t		
4				バラ ドラム缶		t		m3		
				袋 コンテナ		kg		t		
5				バラ ドラム缶		t		m3		
				袋 コンテナ		kg		t		
連絡事項 (処分方法等)										
電子マニフェスト(JWNET) 受渡確認票 (収集運搬業者)										
連絡番号		1)	2)		3)					
引渡し日		年 月 日		引渡し担当者						
排出事業者		氏名又は名称								
		電話番号		-		-				
排出事業場		名称								ローコード
		電話番号		-		-				
収集運搬業者		氏名又は名称								
		車両番号		運搬担当者						
		電話番号		-		-				
処分事業場		名称								
		電話番号		-		-				
No		品目・名称		荷姿		数量		単位		
1				バラ ドラム缶		t		m3		
				袋 コンテナ		kg		t		
2				バラ ドラム缶		t		m3		
				袋 コンテナ		kg		t		
3				バラ ドラム缶		t		m3		
				袋 コンテナ		kg		t		
4				バラ ドラム缶		t		m3		
				袋 コンテナ		kg		t		
5				バラ ドラム缶		t		m3		
				袋 コンテナ		kg		t		
連絡事項 (処分方法等)										
電子マニフェスト(JWNET) 受渡確認票 (処分業者)										
連絡番号		1)	2)		3)					
引渡し日		年 月 日		引渡し担当者						
排出事業者		氏名又は名称								
		電話番号		-		-				
排出事業場		名称								ローコード
		電話番号		-		-				
収集運搬業者		氏名又は名称								
		車両番号		運搬担当者						
		電話番号		-		-				
処分事業場		名称								
		電話番号		-		-				
No		品目・名称		荷姿		数量		単位		
1				バラ ドラム缶		t		m3		
				袋 コンテナ		kg		t		
2				バラ ドラム缶		t		m3		
				袋 コンテナ		kg		t		
3				バラ ドラム缶		t		m3		
				袋 コンテナ		kg		t		
4				バラ ドラム缶		t		m3		
				袋 コンテナ		kg		t		
5				バラ ドラム缶		t		m3		
				袋 コンテナ		kg		t		
連絡事項 (処分方法等)										

※受渡確認票のサンプルはJWNETホームページからダウンロードできます。

【JWNETで出力できる受渡確認票】

電子マニフェストシステム(JWNET) 受渡確認票

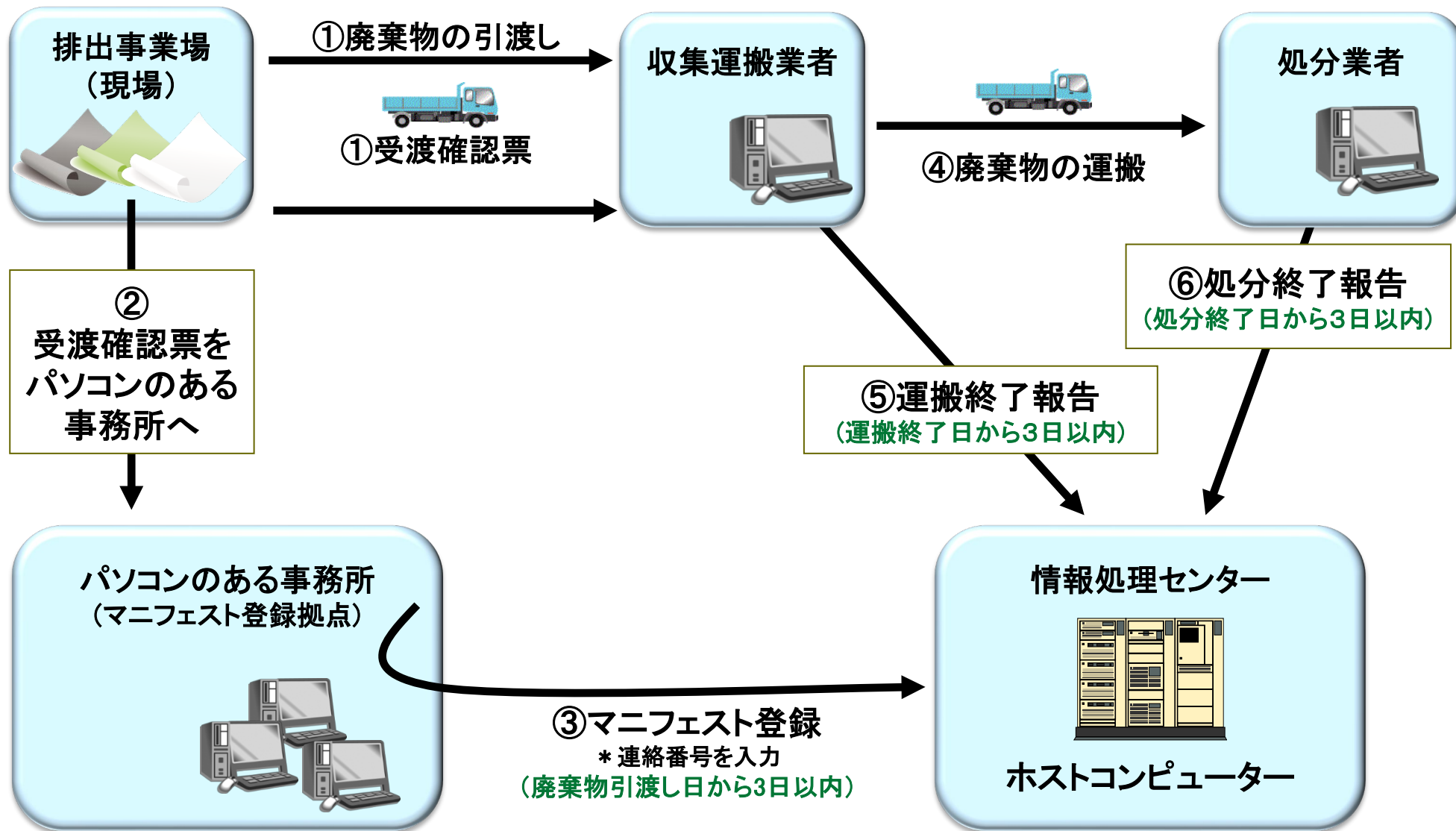


a 1 2 5 2 4 0 6 2 3 0 a

マニフェスト番号	12552406230		登録の状況	予約登録	引渡し日	2020/08/11		引渡し担当者	
	連絡番号1			連絡番号2		連絡番号3			
排出事業者	氏名又は名称 株式会社受入環境排出19			排出事業場	名称 鶴町工場				
	住所 〒				所在地 〒				
	電話番号	03-9999-9999	加入者番号	1103163	電話番号	11111			
産業廃棄物	種類 0600000 廃プラスチック類				数量	100,000 kg	確定数量		
	(太.分.類.名.称.廃プラスチック類)				荷姿	バラ	数量の確定者.処分業者		
	有害物質 放射性物質対象外 産業物の名称								
中間処理 産業廃棄物	(電子/紙 マニフェスト番号/交付番号)								
最終処分場所 (予定)	所在地(名称[電話番号])								
収集運搬業者 区間1	氏名又は名称 株式会社受入環境収運219			運搬先の事業場	名称				
	住所 〒				所在地				
	電話番号	03-9999-9999	加入者番号	2022130	許可番号	152501	運搬方法	車両番号(排出)	
備考					運搬量		運搬担当者		
					有価物拾集量		運搬終了日		
処分業者	氏名又は名称 株式会社受入環境処分報告登録3119			処分事業場	名称 テスト処分場				
	住所 〒				所在地 〒				
	電話番号	03-9999-9999	加入者番号	3016679	許可番号	153502	報告区分	処分方法	
備考					報告区分		処分終了日		
							処分担当者		
最終処分の場所 (実績)	所在地(名称[電話番号])						受入量		
							最終処分終了日		
備考1									
備考2									
備考3									
備考4									
備考5									

予約登録を活用する場合、事前に予約登録を行い、廃棄物引渡し時に、予め受渡確認票を出力し準備します。

マニフェスト登録の運用例 (受渡確認票は排出事業者が準備)



(2) マニフェスト登録・処理報告する日時

- ① 排出事業者がマニフェスト登録しないと、収集運搬業者、処分業者はそれぞれ運搬終了報告、処分終了報告ができません。
- ② 収集運搬業者、処分業者は、いつマニフェスト登録されるかわからないと、その都度、照会画面やメールでマニフェスト登録されているか確認しなければなりません。
- ③ 「いつ(例えば、廃棄物を引渡した翌日の午前中など)」マニフェスト登録するかをルール化することにより、収集運搬業者、処分業者は、運搬終了、処分終了の報告を円滑に行うことができます。

マニフェスト登録忘れにご注意！

※ 排出事業者がマニフェスト登録したことを知らせるメールを処理業者側で受信することもできます。



③数量確定者

廃棄物数量は、排出事業者、収集運搬業者、処分業者の3者がそれぞれ入力できる項目があります。

①排出事業者 : 数量(必須)

②収集運搬業者 : 運搬量(任意)(1区間～5区間)

③処分業者 : 受入量(任意)

排出事業者が3者の中から選択した数量確定者の入力した廃棄物数量が、確定値となり都道府県等に報告される数量となります。

③数量確定者

産業廃棄物情報入力

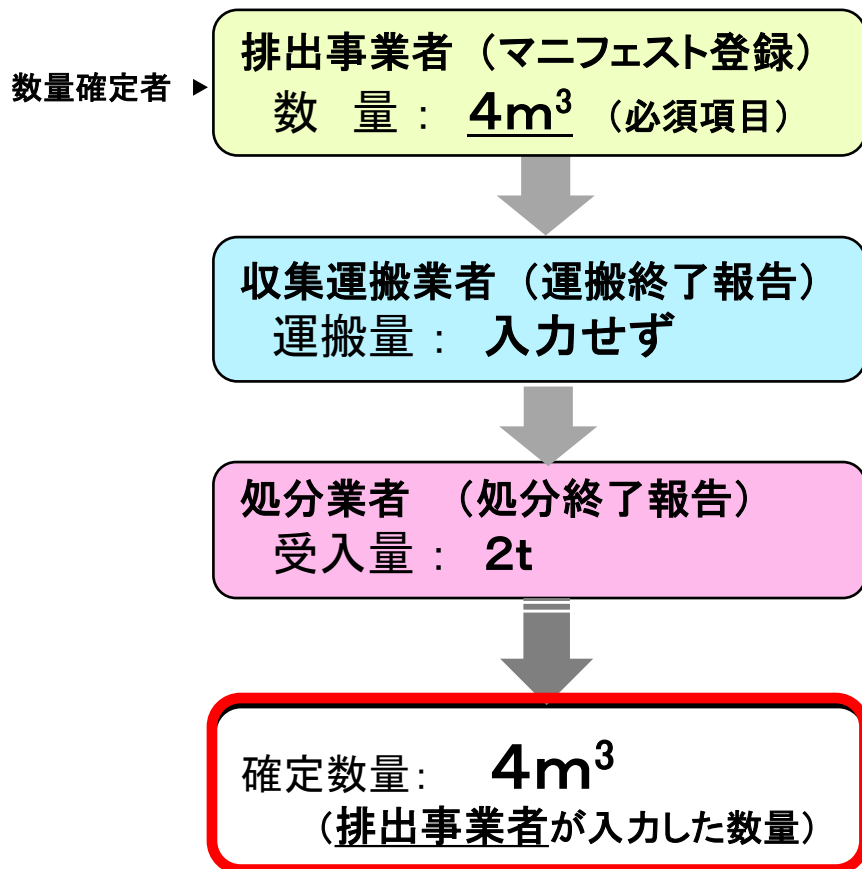
産業廃棄物情報				
廃棄物の種類	<input type="text" value="廃プラスチック類"/> <input type="button" value="一覧"/>			
廃棄物の大分類名称	<input type="text" value="廃プラスチック類"/>			
廃棄物の名称	<input type="text"/> <input type="button" value="一覧"/>			
数量	<input type="text" value="10"/>	単位	<input type="text" value="t"/>	
荷姿	<input type="text" value="フレコンバック"/>	荷姿の数量	<input type="text"/>	
数量の確定者	<input type="text" value="処分業者"/>			
有害物質	有	<input type="text" value="排出事業者"/>	有害物質 2	<input type="text" value="(選択なし)"/>
	有	<input type="text" value="収集運搬業者(区間1)"/>	有害物質 4	<input type="text" value="(選択なし)"/>
	有	<input type="text" value="収集運搬業者(区間2)"/>		<input type="text" value="(選択なし)"/>
		<input type="text" value="収集運搬業者(区間3)"/>		
		<input type="text" value="収集運搬業者(区間4)"/>		
		<input type="text" value="収集運搬業者(区間5)"/>		
		<input type="text" value="処分業者"/>		

排出事業者
 収集運搬業者(区間1)
 収集運搬業者(区間2)
 収集運搬業者(区間3)
 収集運搬業者(区間4)
 収集運搬業者(区間5)
 処分業者

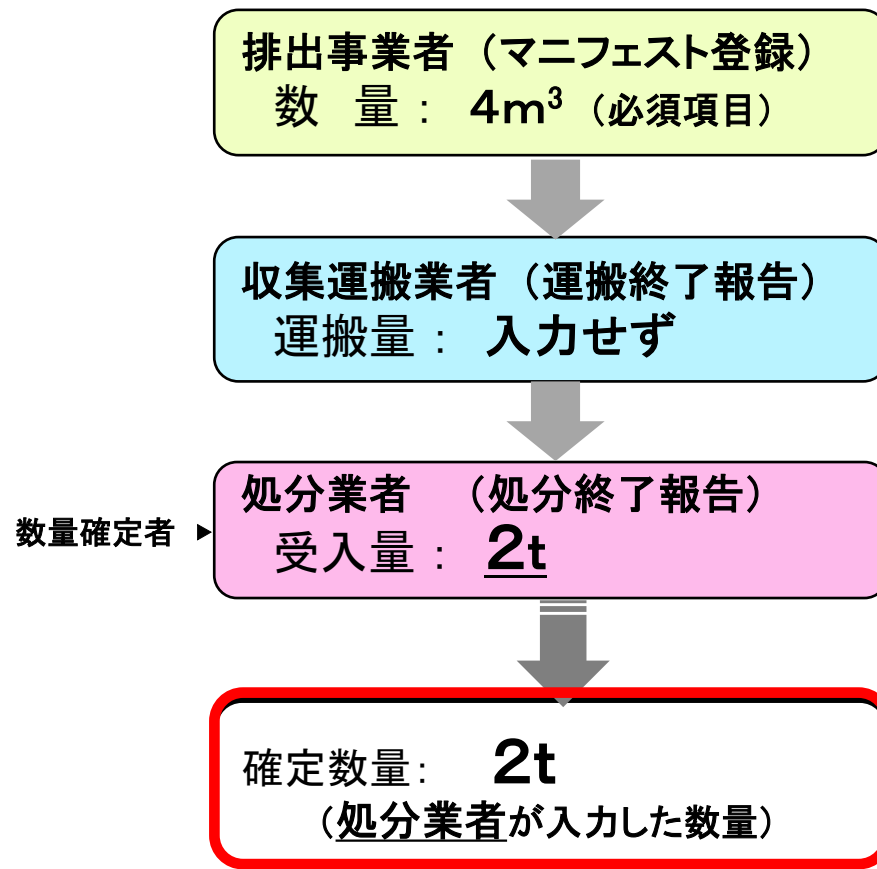
産業廃棄物情報の入力時に
数量の確定者を選べます。

【例】数量確定

例1 数量確定者：排出事業者



例2 数量確定者：処分業者



※数量確定者になっている運搬業者、処分業者があえて「運搬量」、「受入量」を入れずに報告をした場合、排出事業者の「数量」が確定数量となります。

※確定数量の単位が m³、リットル、個・台等の場合、自動的に重量換算係数を乗じてトンに換算されたうえで、行政報告されます。

STEP5

加入手続きと試行運用

(1) 加入手続き

JWNETホームページから加入申し込みをしていただくことができます。

初日の作業

① JWNETホームページから『氏名』『メールアドレス』を入力

② 『仮ユーザーID』と『申込用仮パスワード』が届く(※1)

③ ログインし会社情報等を入力し『加入申込申請』ボタンをクリック

翌日の作業

① 上記③『加入申込申請』をクリックすると翌営業日『加入手続き完了のお知らせ(1/2、2/2)』というメールが2通届く

② 『加入手続き完了のお知らせ』
・メール(1/2): 加入者番号
・メール(2/2): 仮パスワード

③ ②受領した加入者番号【メール(1/2)】と仮パスワード【メール(2/2)】(※2)でログインし『利用開始の設定』をクリック

※1『仮ユーザーID』『申込用仮パスワード』は『加入申込申請』ボタン押下後は使用しません。

※2 仮パスワードは任意のパスワードに書換えを行います。

最短で翌営業日から利用できるようになります。

(2) 試行運用

一度にすべての紙マニフェストを電子化するよりも、一部分排出事業者から試行運用し、運用方法を確認してから順次全社に広げていくとスムーズに導入できます。

STEP6

事前準備と確認事項(排出・収集・処分)

加入後、実際にmanifestの登録・報告をする前に、登録・報告時に必要な情報(排出事業場や担当者等)を設定する必要があります。取引先へ問合せが必要なものもありますので、事前に準備をしておくことをお勧めします。

区分	基本設定項目 (必須項目◎)	設定内容と準備
排出事業者	収集運搬業者設定◎	委託先の収集運搬業者の「加入者番号」と「公開確認番号※」が必要です。事前に収集運搬業者に問合せてください。
	処分業者設定◎	委託先の処分業者の「加入者番号」と「公開確認番号※」が必要です。事前に処分業者に問合せてください。
	排出事業場設定◎	排出事業場の名称や所在地・電話番号等を設定します。
	担当者設定◎	引渡し担当者の氏名を設定します。
	廃棄物の種類設定◎	委託する廃棄物の種類を一覧画面から選択します。
収集運搬業者	担当者設定◎	運搬担当者の氏名を設定します。
	車両番号設定	運搬車の車両番号を報告する場合は設定します。
処分業者	担当者設定◎	処分担当者の氏名を設定します。
	最終処分事業場設定 (処分報告の報告区分を「最終」で報告する場合は不要です。)	最終処分事業場の事業場名称や所在地・電話番号等を設定します。

※収集運搬業者と処分業者にはJWNETに加入すると、加入者番号の他に「公開確認番号」が付与されます。排出事業者が加入者番号と公開確認番号を設定画面に入力することで、情報処理センターから業者情報を取得できます。

6

電子マニフェストに関する 行政報告



一般社団法人埼玉県環境産業振興協会実務研修会

公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター電子マニフェストセンター

電子マニフェスト情報を活用した処理実績報告

電子マニフェスト情報を利用して下記の処理実績報告書を作成
(報告書は処理業者から自治体に報告)

報告書	利用対象者
産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）運搬実績報告書	収集運搬業者
産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）処分実績報告書	処分業者

- 紙マニフェストと併用している場合は、紙マニフェストのデータと合算して報告してください
- 上記の処理実績報告書は各自治体の条例等に基づき処理業者に報告を求める自治体と求めない自治体があります。
- 報告様式も自治体によって異なる場合があるため、JWNETからは直接報告することはできません。
- 運搬実績報告、処分実績報告については、電子マニフェストの登録日を集計期間の基礎としているため、実際の運搬、処分実績と差異が出る場合があります(予約登録情報は対象外です)。
- 本システムを活用する場合は、必ず各自治体に確認してください。

収集運搬・処分実績報告スケジュール

期間	内容
毎年4月1日 ～4月25日	報告対象のマニフェストの修正・取消ができます (確定情報を除く)。 これ以降に行った修正・取消は収集運搬・処分実績には反映されません。
毎年5月7日 ～6月8日	重量換算係数の設定ができます(任意)。 マニフェスト情報の廃棄物の確定数量を「容量」や「個・台」で入力している場合は、あらかじめ設定された重量換算係数を用いて自動的に重量(t)に換算されますが、加入者で独自の換算係数を設定することもできます。
6月末	管轄する自治体に収集運搬業者、処分業者は自治体の報告様式に基づいて報告をします(JWNETからは報告しません)。
毎年5月7日 ～翌3月31日	収集運搬実績、処分実績はダウンロードすることができます。

マニフェスト情報の確認と確定情報

- 電子マニフェスト情報は次の条件をすべて満たす場合、「確定情報」として管理され、修正・取消等の操作を行うことができません。

確定情報になる条件

- ・マニフェスト情報登録日より180日以上経過している。
- ・運搬終了報告、処分終了報告、最終処分終了報告のすべてが終了している。
- ・修正・取消の要請状態ではない。
- ・最終更新日より10日以上経過している。

- 廃棄物の量や単位(kgと t の間違い)など、マニフェストの内容の確認を定期的(月に1回)にしてください。

修正・取消の留意点

- ・マニフェストデータ自体の取消ができるのは排出事業者。
- ・収集運搬(処分)業者が修正・取消できるのは運搬(処分)終了報告のみ。
- ・収集運搬(処分)業者が修正・取消した場合は、排出事業者の承認が必要。

7

現場登録支援機能

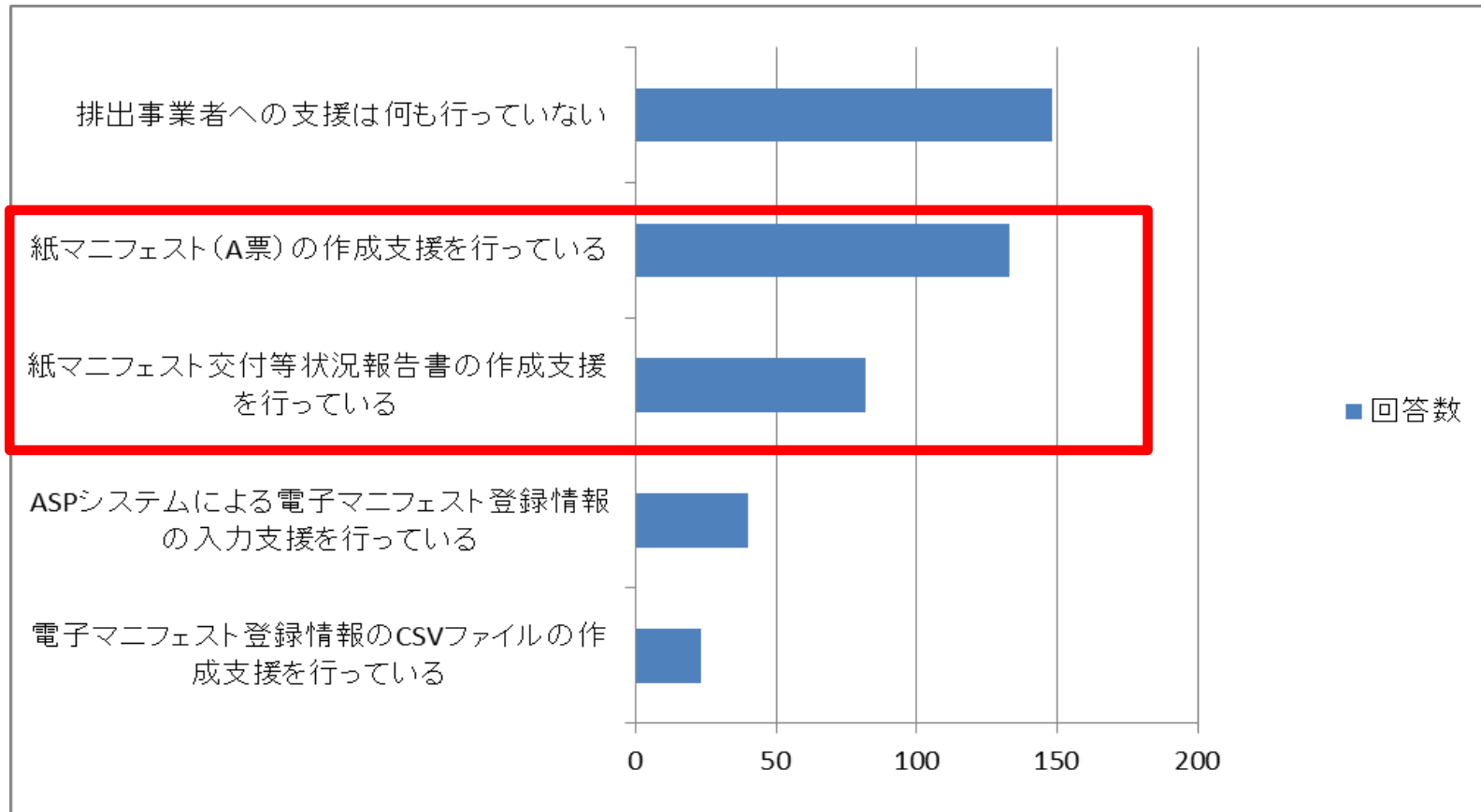


一般社団法人埼玉県環境産業振興協会実務研修会

公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター電子マニフェストセンター

収集運搬業者による排出事業者への支援状況 (既に参加している収集運搬業者からのアンケート結果)

- ①紙マニフェスト(A票)の作成支援を行っている。
- ②交付等状況報告書の作成支援を行っている。



電子マニフェストを導入することで…

- ①紙マニフェスト(A票)の作成支援を行っている。
→「現場登録支援機能」を活用することで同様な運用が可能

- ②交付等状況報告書の作成支援を行っている。
→電子マニフェスト登録分はJWNETが都道府県・
政令市に報告するため、排出事業者は報告が不要
＝処理業者による作成支援が不要となる

現場登録支援機能の概要

現場登録支援機能とは収集運搬業者の支援を得て、排出事業者が電子マニフェストを現場（排出事業場）で登録することを可能にした機能

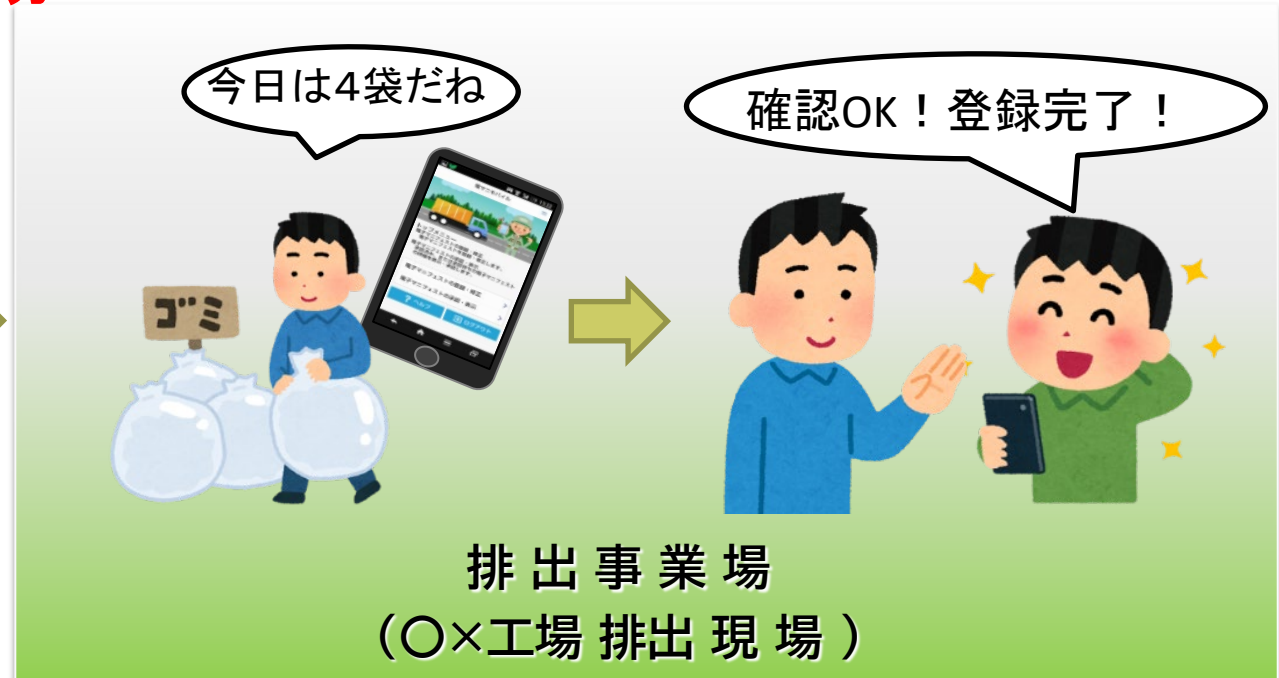
< STEP 1 >

収集運搬業者が事務所で収集予定のマニフェスト情報を**仮登録**



< STEP 2 >

排出**現場**で運搬業者が廃棄物の**数量をスマホで入力**



< STEP 3 >

排出事業者が運搬業者のスマホでマニフェスト内容を**確認**し、暗証番号を使って**登録!**



現場登録支援機能を利用するメリット

- ① 現場でマニフェストを登録できるので、運搬終了報告をするために排出事業者の登録を待つ必要がない。
- ② マニフェストの内容は廃棄物のプロである収集運搬業者が支援して作るため、排出事業者に修正依頼をする手間が軽減される。
- ③ 排出現場での簡単な操作でマニフェストを登録できるため、排出事業者が電子マニフェストへ移行しやすくなる。

※本機能の利用に際しては別途の追加料金は発生しません。

収集運搬業者へ求められるスキル

- ① 電子マニフェストシステムの操作を熟知し、ドライバーが排出現場でスマホ・タブレットを利用できる。
- ② 引渡される廃棄物情報をマニフェストのルート情報(排出事業場、廃棄物の種類、処分場等)と併せて管理できる。
- ③ 排出事業者と十分にコミュニケーションが取れる。



本機能の運用が向くケース

マニフェストの内容がパターン化されている場合

- 定期的に同じ排出事業場を巡回し、同じ種類の廃棄物を運搬するなど、排出事業場や廃棄物の種類が固定されている場合

※次のケースは本機能の運用には向かないため注意してください。

- ◆ 排出事業場が常に変動する建設現場等での運用は手間が多くなる。
- ◆ 一回限りのスポット契約ばかりだと、その度に基本設定をし、消去するなどの手間が多くなる。

排出事業者責任（令和元年6月18日 環境省 事務連絡）

なお、紙マニフェスト、電子マニフェストを問わず、マニフェストは、排出事業者が自らの責任で交付／登録するべきものであることから、新機能も排出事業者責任の下、処理業者が入力（仮登録）した内容を排出事業者が確認した上で本登録する仕組みとしており、排出事業者が登録内容に責任を負うことに変わりはありません。